

## 令和6年度米国市場における訪日旅行プロモーション事業業務委託企画提案募集要項

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）を実施します。

富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会会長

### 1 委託業務の名称

令和6年度米国市場における訪日旅行プロモーション事業業務委託

### 2 業務委託者

(1) 業務委託者：富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会

(2) 執行主体：富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会

(事務局：山梨県 観光文化・スポーツ部 観光振興課)

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2階

電話 055-223-1620

メール [kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp)

### 3 業務概要

#### (1) 委託業務の名称

・令和6年度米国市場における訪日旅行プロモーション事業業務委託

#### (2) 業務内容

・別添「業務仕様書」参照

#### (3) 委託期間

・契約締結日から令和7年3月14日まで

#### (4) 委託料上限額

・11,985,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 費用については、発注者（富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会）の分担は10,585,000円を上限とし、残り1,400,000円については連携先において分担する。

#### (5) 連携先

・東京観光財団

・小田急電鉄株式会社

#### (6) 委託料の支払方法

・受託者は、委託業務完了検査合格後、当協議会及び連携先に対して請求書を提出し、当協議会及び連携先は請求書に基づき委託費を支払う。

### 4 企画提案参加資格

・本プロポーザルの参加資格は、参加意思表明書の提出期限（提出期限の末日）から契約締結までの全期間に渡り、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とします。

・共同事業者の場合は、代表事業者が以下の要件を満たすことが条件です。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 山梨県暴力団排除条例第24条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、山梨県が代表者及び役員の氏名等を山梨県警察本部に対して照会を行うことについて同意できること。
- (5) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年12月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（令和3年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- (6) 直近1年間に法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること
- (7) 本業務を的確に遂行する組織、人員、能力等を有していること。
- (8) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

## 5 契約形態

- ・公募型プロポーザルにより、企画提案について審査の結果、最も評価が高かった者を第一位の委託業務実施候補者として交渉を行い、随意契約により契約を締結します。
- ・審査の結果、第一位の委託業務実施候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約の交渉を行います。企画提案資料を提出後、契約を締結するまでの間、3の(5)の提案参加資格の条件を満たさない事態が発生した場合には契約を締結しないものとします。手続きの停止又は契約を解除した場合も、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとします。

## 6 スケジュール

- |               |                        |
|---------------|------------------------|
| (1) 募集開始      | 令和6年8月30日（金）           |
| (2) 質問書の受付    | 令和6年9月4日（水）正午まで（必着）    |
| (2) 参加申込書の受付  | 令和6年9月4日（水）午後5時まで（必着）  |
| (3) 質問に対する回答  | 令和6年9月9日（月）以降          |
| (4) 企画提案資料の受付 | 令和6年9月18日（水）午後5時まで（必着） |
| (5) 選定結果の通知   | 令和6年9月30日（月）以降         |

## 7 企画提案への参加

### (1) 参加申し込み

- ・企画提案への参加を希望する者は、「(2) 参加申込書及び添付資料」に掲げる資料を提出し、提案参加資格の確認を受けなければなりません。

### (2) 参加申込書及び添付資料

- ・次に掲げる参加申込書等を提出すること。
  - ア 参加申込書（様式1）
  - イ 誓約書（様式2）
  - ウ 役員名簿（様式3）
  - エ 商業・法人登記簿謄本（写し可）
  - オ 直近の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し※ 事業者概要等の資料がある場合は添付してください。

### (3) 参加申込書の提出期限

- ・令和6年9月4日（水）午後5時まで（必着）

#### (4) 参加申込書の提出方法・提出先

- ・電子メールにより、以下のアドレスへ期限までに必着のこと。
- ・メールアドレス [kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp)  
(富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会事務局：山梨県観光文化・スポーツ部観光振興課)  
※ 電話にてメール送信した旨を連絡すること (055-223-1620)。

#### (5) 結果通知

- ・参加資格審査結果は、令和6年9月17日(火)以降に、すべての申請者に通知します。

### 8 企画提案に係る質問の受付

#### (1) 質問方法及び送付先

- ・本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票(様式4)に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。その際、件名を「米国市場における訪日旅行プロモーション事業業務に関する質問(貴事業者名)」とすること。
- ・メールアドレス [kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp)  
(富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会事務局：山梨県観光文化・スポーツ部観光振興課)  
※ 電話にてメール送信した旨を連絡すること (055-223-1620)

#### (2) 受付期間

- ・令和6年9月4日(水)正午まで(必着)

#### (3) 質問に対する回答

- ・質問に対する回答は、令和6年9月9日(月)以降に山梨県観光文化・スポーツ部観光振興課のホームページで公開します。

#### (4) その他

- ・電話や口頭での質問には応じません。ただし、質問票の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせます。

### 9 企画提案資料の提出・審査

#### (1) 審査(書面審査)

- ・企画提案資料(様式任意)は、仕様書を参考にして、効果的な提案をしてください。

#### ア 提出資料

- ・企画提案資料は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。
  - (ア) 事業者概要
    - ・事業者の概要が把握できる資料(会社パンフレット等)
  - (イ) 業務体制
    - ・本業務遂行のための体制が把握できる資料(プロジェクトチームの編成(実施責任者、担当者の役職と氏名)、人員数、関連事業者等とのネットワーク、類似事業の受注実績)
  - (ウ) 企画提案資料
    - ・様式は任意とし、企画コンセプト、アピールポイント、作業スケジュール等を簡潔に記載するとともに、仕様書の業務内容等への対応を記載すること。
    - ・企画提案資料のデータサイズは30MB以内(印刷した場合、A4横サイズで30ページ以内、A3版はやむを得ない場合に限る)とし、提出の際は、メール1送信あたり10MB以内とする。(10MBを越える場合は分割して送信すること。)
  - (エ) 見積書
    - ・様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳をできる限り詳細に記載すること。見積額は委託料上限額の範囲内とすること。

- ・宛名は、「富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会 会長」としてください。
- ・発行（提出）日を必ず記載してください。

#### イ 提出部数

提出書類 8部（正本1部、副本7部）

#### (2) 提出方法・提出先

・郵送（又は持参）及び電子メールにより、以下【送付先】あて期限までに必着のこと。その際、件名を「米国市場における訪日旅行プロモーション事業提案資料（貴事業者名）」とすること。

##### 【送付先】

##### ・郵送先

富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会事務局  
（山梨県観光文化・スポーツ部観光振興課）  
〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2階  
山梨県 観光文化・スポーツ部 観光振興課 国際観光振興担当

・メールアドレス 山梨県観光振興課：kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp

※ 電話にてメール送信した旨を連絡すること（055-223-1620）

#### ウ 提出期限

・令和6年9月18日（水）午後5時まで（必着）

#### エ 審査

##### (ア) 審査方法

・書面審査とします。

##### (イ) 審査基準

・別添「令和6年度米国市場における訪日旅行プロモーション事業業務委託」提案書評価基準のとおり。

・提案された事業内容について、審査項目に基づき数値（得点）で評価し、契約予定者を選定します。なお、審査において必要と認める審査項目を追加する場合があります。

##### (ウ) 結果通知

・審査結果は、企画提案資料の提案者全員に令和6年9月30日（月）以降に通知します。

##### (エ) その他

・審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

#### 10 企画提案の無効

・次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とします。

(1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時までに企画提案資料等を提出しないとき。

(3) 提案に関して談合などの不正行為、又は参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。

(4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。

(5) 事業者選考審査会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関し援助を求めたとき。

(6) 本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。

ア 本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき。

イ 企画提案資料等に虚偽の記載をしたとき。

### 1 1 契約方法

- ・審査後、第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結します。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議します。
- ・協議を経て、業務内容、業務規模、金額等の仕様書の一部に変更が生じる可能性があります。
- ・最終選定提案者（以下、「契約予定者」という。）は、業務委託者及び連携先と個別に契約を締結します。
- ・著作者人格権による損害賠償の請求等については、契約予定者においてこれを処理するものとします。
- ・災害の発生等により、やむを得ず事業を中止、延期又は事業内容を変更する場合があります。その際の契約内容については、当協議会と協議の上、決定することとします。

### 1 2 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とします。
- (2) 参加表明後に企画提案資料の提出を辞退する場合は、メールにより不参加の旨を連絡してください。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはありません。
- (3) 提出された企画提案資料等は返却しません。
- (4) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。
- (5) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがあります。
- (6) 特定された企画提案資料等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合があります。
- (7) 参加及び企画提案に関する説明会は開催しません。
- (8) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがあります。
- (9) 提出された資料は、本業務の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
- (10) 選考経過についての問い合わせは受け付けません。
- (11) この手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とします。

### 1 3 問い合わせ先

- ・原則として8（1）の質問により問い合わせを行ってください。
- ・その他、質問票によることが適当でない場合は以下まで電子メールにて問い合わせをお願いします。電話での問い合わせには対応できません。
- ・メールアドレス [kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp)  
(富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会事務局:山梨県観光文化・スポーツ部観光振興課)